

令和6年度山形県自転車ヘルメット購入事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、自転車ヘルメットの着用促進を図り、もって県民の交通安全意識の向上及び自転車乗車中における交通事故の防止に寄与するため、事業協力店が、県内の高等学校に通い自転車通学許可等を受けた者（以下、「高校生」という。）が使用する自転車ヘルメットの購入費用の値引きを行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業協力店に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車ヘルメット　自転車に乗車する際に着用する、新品かつ販売価格（税込み。以下同じ。）が2,001円以上のものであって、次に掲げるもののうち、いずれかの認証を受けたものをいう。

ア SGマーク（一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの。）

イ JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したもの。）

ウ CEマーク（欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの。）

エ GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの。）

オ CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの。）

カ アからオまでに掲げる安全基準に類する安全基準で、知事が認めるもの。

(2) 事業協力店　県内において自転車ヘルメットを販売する店舗で、別に定めるところにより山形県自転車ヘルメット購入事業費補助事業協力店として知事が認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、4月1日から10月31日までの期間に、事業協力店がその店舗において高校生が使用する自転車ヘルメットの販売に当たり、通常の販売価格から1個当たり2,000円を控除して販売する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により事業協力店が申込者に販売した自転車ヘルメットの販売個数に2,000円を乗じた金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業協力店は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当月分を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 購入補助申込書（様式第2号）
- (2) その他、知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

3 事業協力店は、1か月を販売期間とし、販売期間ごとに補助金の交付申請をするものとする。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは交付の決定及び額の確定を行い、事業協力店に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 補助金は、販売期間ごとに交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（関係書類の保管）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請及び受領を証する書類を令和6年度から5年間整理保管しておかなければならない。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課に提出するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。